

## Ⅶ 特殊な条件を伴う申請手続等

### 1 開発行為等による寄附採納

1 寄附採納の要件（寄附採納については「十和田市開発行為に関する指導要綱第7条」参考）

- (1) 公共用地であること。
- (2) 「給水装置設計・施工要領」、「配水管布設工事設計・施工要領」に基づき施工されていること。
- (3) 市に帰属する配水管となるため、最小口径を50mmとする。

2 開発区域等の配管口径決定

(1) 給水本管口径の決定

下記「表Ⅶ－1 給水戸数と区域内の配水管口径標準表」は簡易的な参考資料である。

表Ⅶ－1 給水戸数と区域内の配水管口径標準表

| 配管口径 | 50mm | 75mm   | 100mm  | 150mm   | 200mm |
|------|------|--------|--------|---------|-------|
| 給水戸数 | 10戸  | 11～30戸 | 31～60戸 | 61～160戸 | 161戸～ |

※上記は1戸当たり13～20mmでの標準表である。

25mm以上の口径がある場合は、下記の均等表を参考に換算すること。

表Ⅶ－2 換算表

| 水道メーター口径 | 13～20mm | 25mm | 30～40mm | 50mm | 75mm | 100mm |
|----------|---------|------|---------|------|------|-------|
| 換算値      | 1       | 1.7  | 5.6     | 9.8  | 27.2 | 55.9  |

(2) 消火栓水量

消火栓水量は、計画一日最大給水量に加算し、その加算する水量は消火栓1基当たり1,000L/min以上、連続放水継続時間を40分以上とし計算する。

3 施工上の注意

(1) 寄附採納される給水本管の施工

ア 管種については、口径50～150mmを配水用ポリエチレン管、口径200mm以上をダクタイル鋳鉄管（GX型）とする。ただし、湧水等により施工困難、又は高水圧等による場合には、ダクタイル鋳鉄管を使用する。

イ 原則として、寄附採納される給水本管の分岐は主管配水管の口径以下とする。また、口径250mm以下の配水管から分岐するものとし、周辺の水圧・水量等に影響を与えない口径とする。

ウ 末端部には、必要に応じて排泥弁を設置すること。

(2) 分譲地等の宅内止水栓は表Ⅴ－6を参照のこと。

(3) 消火栓を設置する場合は「Ⅴ－3－6 消火栓」を参照のこと。

#### 4 申請時に必要な書類

Ⅳ－７－１（提出書類）に下記書類を添付すること。

##### (1) 添付書類

- ア 開発行為を伴う場合は、「開発許可書・公共施設に関する協議書」の写し
- イ 消火栓を設置する場合は、「開発行為に基づく消防水利施設成立書」の写し
- ウ 私設消火栓を設置する場合には、「私設消火栓設置に関する承諾書」（様式20）

#### 5 材料検査

工事承認後は、「工事材料検査申請書及び検査書」（様式21）を提出し、工事施工前に材料検査を受けること。

#### 6 分岐の立会い

分岐については、事前に管理者へ連絡し、立会いを求めなければならない。

#### 7 洗管

分岐後における仕切弁等の操作は、管理者の指示なく行ってはならない。泥吐、空気抜、洗管が必要な場合には、事前に管理者と協議し、指示及び立会いを受けること。

#### 8 水圧テスト

試験時間等は下記のとおりとする。また、気密試験は事故防止の観点から原則行わないものとする。

| 管種   | 口径       | 試験圧                      | 試験時間                                                  | 判定                                  |
|------|----------|--------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| PP   | 50mm     | 0.75MPa                  | 延長100m未満 10分以上 1時間以内<br>延長100m以上 1時間以上 4時間以内          | 0.60MPa以上<br>※1                     |
| HPPE | 50～150mm | 0.75MPa                  | 延長100m未満 1時間以上 4時間以内<br>延長100m以上 4時間以上 24時間以内         |                                     |
| DIP  | 75～150mm | ①1.0MPa<br>↓<br>②0.75MPa | ①5分<br>②延長100m未満 1時間以上 4時間以内<br>延長100m以上 4時間以上 24時間以内 | ①0.90MPa以上<br>↓<br>②0.60MPa以上<br>※2 |
|      | 200mm以上  |                          | ①5分<br>②24時間以上 72時間以内                                 |                                     |

※1 0.60MPa未満の場合は漏水ありと判断し、漏水箇所の補修を行うこと。

※2 2段階試験（①試験の後、連続して②試験を行う。）とする。①の後、水圧を0.75MPaまで減圧し、上記試験時間放置し、0.60MPa以上あるか確認。0.60MPa未満の場合はさらに24時間放置し、水圧が0.60MPa未満の場合は漏水ありと判断し、漏水箇所の補修を行うこと。

## 9 工事完成検査

- (1) 工事完成後は、「Ⅳ－１４ 工事完成検査」に基づき、必要書類を提出し、検査を受けること。
- (2) 検査合格後は、「寄附採納願」（様式22）に以下の関係書類を添付して、提出すること。

ア 案内図

イ 地籍図（布設状況を赤色で記入）

ウ 竣工図（案内図・平面図・管割図・標準断面図・オフセット図・道路断面図・寄附採納にかかる使用材料一覧）

エ 消火栓（私設消火栓を含む）設置の場合には、「消火栓記録簿」（様式23）

オ バルブオフセット図（様式24）

カ 工事記録写真一式

キ その他、管理者が必要とする書類

## 10 寄附採納の決定

寄附採納が決定した後、申請者に「寄附採納に係る受納通知書」が交付される。

## 2 貯水槽式給水

貯水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持でき大量に確保できること、断水時や災害時でも一時的に給水が確保できること等の利点もあるが、貯水槽以降について設置者は法令等に基づき、維持管理をしなければならない。

### 1 貯水槽式給水の計画使用水量等の算定

計画使用水量等の算定にあたっては、「Ⅲ－4 計画使用水量の決定」を参照のこと。

### 2 貯水槽を設置する場合の給水装置の定義

配水管等からの分岐部から、貯水槽への流入口までが給水装置となる。貯水槽以降については、水道法適用外となり、設置者（所有者）が管理責任を負わなければならない。

### 3 貯水槽を設置する際の留意事項

#### (1) 吐水口空間を確保しなければならない。

詳細については、「Ⅵ－4 吐水口」を参照すること。

#### (2) 排水口空間（越流管等の出口とその下で受ける排水口までの距離）は 100mm程度確保しなければならない。また、越流管出口や通気管などには、耐食性の防虫網を取付けること。

#### (3) 貯水槽への流入管口径は、流速・流量が多となり他分岐系統への水圧低下が懸念されるため、水道メーター口径より 1 口径以上小さい口径にしなければならない。また、流入が 2 系統となる場合には、2 口径以上小さい口径にしなければならない。

#### (4) 立上り管には、耐震対策としてフレキシブル配管を使用すること。

#### (5) 給水装置工事完成図へ、(1)～(4)の内容について構造図を記入すること。

#### (6) 貯水槽の設置に当たっては、容量等によって提出書類が異なるため、事前協議にて確認すること。

#### (7) 消火設備用の貯水槽を設置する場合は、容量・設置場所等について、事前に所轄消防署と協議をしなければならない。

### 4 貯水槽の維持管理

貯水槽以降設備の維持管理については、設置者（所有者）が責任をもって維持管理しなければならない。

### 5 貯水槽以降の水道メーターについて

#### (1) 貯水槽以降の水道メーターは、申請者の負担によって設置となる。また、貯水槽以降、複数箇所へ水道メーターを設置する場合の加入金は、貯水槽前の水道メーターと比較し高い方とする。

#### (2) 上記において、特例措置によって設置する場合は除く。

詳細については、次項「Ⅶ－3 貯水槽以降に水道メーターを設置する特例措置」を参照のこと。

### 3 貯水槽以降に水道メーターを設置する特例措置（条例第16条第2項、施行規則第11条第1項）

管理者は、給水量を計量するため、受水タンク以降を2戸以上で使用し、水道使用者が異なる場合は、受水タンク以降の装置に水道メーターを設置することができる。

#### 1 特例措置

貯水槽以降の給水装置は、直結されていないことから水道法上、水道事業の範囲から除外される。

このため、貯水槽以降に供給される水質・水量等については、設置者（所有者）が負うこととなり、水道事業者は関与しない。

したがって、水道メーターの貸与や検針・料金徴収についても貯水槽前での一括した水道メーターの貸与及び検針・料金徴収は行うが、貯水槽以降は水道事業から分離されるため、本来関与しないのが原則である。

しかしながら、このような取り扱いでは使用者に水道料金算定上の格差を生じさせてしまう恐れがあるため、設置者（所有者）が国、又は地方公共団体等の場合で、次の一定条件を満たす場合に限り、特例措置を講じている。

#### 2 特例措置の条件

- (1) 工事着工前に管理者へ設計図書を提出し、事前協議を行った上で施工すること。
- (2) 特例措置の手続きを延滞なく行うこと。
- (3) 加入金については、貯水槽前の一括する（水道メーター）口径と、貯水槽以降の水道メーターに対応する加入金と比較し、多い方の加入金を徴収する。「Ⅳ－9 水道加入金」を参照すること。
- (4) 貯水槽以降の装置の維持管理及び水質等に関する事項は、関係法令等に従い設置者（所有者）が全て管理し、その責任を負うこと。
- (5) 貯水槽以降の水道メーターは、管理者が貸与する直読式又は集中検針用電子メーターとする。
- (6) 水道メーターの設置場所は、パイプシャフト内等に設置し、凍結しない構造とすること。
- (7) 集中検針盤は建物入口周辺に設置し、水道メーターまでの配線を行うこと。また、集中検針盤の維持管理及び修繕は設置者（所有者）が行わなければならない。
- (8) 水道メーターの設置については、「Ⅵ－2 水道メーターの設置」に準じること。
- (9) 集中検針盤の鍵は市が指定したものとする。
- (10) 工事は、指定工事業者が行うこと。
- (11) 検針、水道料金算定、その他定めのない事項については、条例及び管理者の指示による。

### 3 特例措置の申請書類

特例措置により、貯水槽以降に水道メーターを設置する場合には、給水装置工事の申請時に、次の書類を添付し申請すること。また、完成時に竣工図を提出すること。

- ア 貯水槽以降のメーター設置申請書
- イ 貯水槽以降の給水状況がわかる平面図・立面図
- ウ 貯水槽の構造図
- エ 貯水槽以降の水道メーター貸与申請書
- オ 貯水槽以降装置の検針・集金依頼書
- カ その他、管理者が必要とする資料等

## 4 3階直結給水

十和田市では、直結直圧式給水は原則として地下1階及び地上2階建てまでとしている。

3階直結給水を行う場合には、次に示す事項に従い施工しなければならない。

### 1 施工要件

- (1) 水道事業の給水区域内で、最小動水圧が年間を通して0.245MPa以上を確保でき、75mm以上の配水管から直接分岐すること。

なお、配水管口径が50mmでも管網を形成している場合に限り、分岐することができる。

- (2) 設置する水道メーター口径は20mm以上とし、50mm以下であること。
- (3) 設計水圧は、0.196MPaとする。ただし、管理者との協議の上、変更することができる。
- (4) 給水栓の高さは、原則として配水管布設道路面から8m以内とする。
- (5) 立ち上がり管は、水道メーター口径以下とする。ただし、水道メーター口径が20mm以下の場合については、25mmとする。
- (6) 立ち上がり管は、修繕等維持管理が容易にできる場所（原則として建物外部又はパイプシャフト内）に、管の保護等を行い配管すること。
- (7) 凍結防止対策として、水抜栓を設置すること。
- (8) その他、記載のない事項は、条例、施行規程、給水装置設計・施工要領による。

### 2 事前協議

3階直結給水を施工する場合は、「**3階直結給水事前協議書**」（様式25）に次の書類を添付し事前協議を行うこと。

#### (1) 添付書類

- ア 位置図
- イ 設計書（平面図・立面図）
- ウ 水理計算書
- エ 自記録水圧計による測定表（24h）
- オ その他、管理者が必要とする資料等

## 5 直結増圧式給水

直結増圧式給水は、加圧形のポンプ等を用いて直結により給水する設備であり、配水管に逆流したり他の需要者に影響が生じないものでなければならない。

### 1 直結増圧式給水設備の設置における留意事項

- (1) 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプを接続してはいけない。
- (2) 増圧設備の設置位置は、水道メーターの下流側に設置し、保守点検及び修繕が容易に行えるよう十分なスペースを確保すること。
- (3) 逆流しないよう増圧設備の上流側に逆流防止器具を設置すること。その場合には、その吐水口からの排水等により、増圧設備が水没しない構造とすること。
- (4) 水質に影響を及ぼさないポンプであること。
- (5) 低層階で給水の圧力が過大（目安0.6MPa以上）になる場合には、必要に応じ減圧すること。
- (6) 増圧設備は、構造・材質の基準に適合する「水道用直結加圧型ポンプユニット」（JWWA B130）を使用し、かつ次の要件を満たすこと。
  - ア 配水管の水圧変化に対応でき、安定供給ができること。
  - イ 始動・停止及び運転中に過度な圧力変動を起こさないものであること。
  - ウ 吸込側の水圧が低下した場合に自動停止し、水圧が回復した場合には自動復帰すること。
- (7) 空気が停滞しない構造とし、衝撃防止のための必要な措置を講じること。
- (8) 増圧設備の維持管理、修繕等に要する費用は、申請者となることを十分考慮して採用すること。

採用する増圧設備によっては、災害等による空運転し故障する場合や、呼水不足による給水不能となる等の問題が生じる場合があるので、十分説明したうえで設置すること。

### 2 事前協議

直結増圧式給水を施工する場合は、「直結増圧式給水事前協議書」（様式26）に次の書類を添付し、事前協議を行うこと。

#### (1) 添付書類

- ア 位置図
- イ 設計書（平面図・立面図）
- ウ 水理計算書
- エ 自記録水圧計による測定表（24h）
- オ 増圧設備の製品図及び認証証明書
- カ その他、管理者が必要とする資料等



## 6 水道直結型スプリンクラー設備等

水道直結型スプリンクラー設備を設置する場合は、消防法に基づき所管消防署と協議し、消防設備士の指導の下、施工しなければならない。また、給水装置となることから水道法に基づき、管理者の指示により施工しなければならない。

### 1 基本事項

平成21年度の消防法施行令改正に伴い、水道直結型スプリンクラー設備の設置が認められた。

スプリンクラー等の消火設備の設置義務については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条で規定している。水道に直結することから給水装置となるため、以下の要件に従い施工しなければならない。

### 2 施工要件

- (1) スプリンクラー設備等の水道直結型消火設備は、必要に応じて所管消防署と水圧・水量・設置場所等について協議し、消防設備士の指導の下、給水装置工事として指定工事業者が行わなければならない。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、水道法基準省令に適合する材料であること。
- (3) 停滞水及び停滞空気が生じない構造とするため、常時使用する給水栓へ接続すること。
- (4) 非常時においてスプリンクラー設備が正常に作動するよう、自動的に水抜きが解除される水抜栓の設置、もしくは通水状態でも凍結しない対策を講じること。また、結露現象を生じ、周囲に影響を与える恐れのない対策を講じること。
- (5) 申請者（設置者）に対し、次の事項を十分に説明し、了承を得ること。

ア 水道が断水又は水圧が低下した場合に、スプリンクラー設備の正常な作動効果が得られない。

イ 上記アによる非作動及び火災時以外の作動等にかかる責任について、水道事業者は一切負わない。

ウ スプリンクラー設備は、設置者（所有者）の責任において適切な維持管理をしなければならない。

エ スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸もしくは譲渡する場合には、上記ア～ウの事項について賃借人もしくは譲受人に熟知させなければならない。

### 3 提出書類

- (1) 水道直結式スプリンクラーを設置する場合は、給水装置工事申請時に次の書類を添付し提出すること。

#### (2) 添付書類

ア 水道直結型スプリンクラー設置条件承諾書（様式27）

イ 消防設備士（甲種第1類）の免許証の写し

ウ その他、管理者が必要とする書類

## 7 給水方式の変更

井戸水等を利用していた給水設備を切替し、給水装置へ接続しようとする場合は、指定工事業者が当該既設設備を十分調査確認のうえ、次の事項に留意して申請しなければならない。

井戸水、湧水、貯水槽以降の設備等（以下、「既設設備」という。）は、法で規定する給水装置に該当するものではない。そのため、既設設備を給水装置として再利用することは、水圧上昇による漏水、赤水等の問題が発生するおそれがあるため、再利用する部分を最小限にとどめる必要がある。やむを得ず既設設備を再利用する場合には、材質・構造・管種・口径・給水用具等の調査を十分に行い、「**給水装置の構造及び材質に関する基準**」に適合していることを確認し、既設設備の水圧試験、水質試験等の確認を行う。

### 1 事前確認

- (1) 既設設備が、基準省令に適合した構造・材質であるか。
- (2) 既設設備の耐圧試験における水圧は0.75MPaで1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- (3) 屋外の埋設管の埋設深さが凍結深度以上であるか。
- (4) クロスコネクションされていないか。

既設が井戸水・湧水・集落水道などと併用する場合は、申請前に十分な現地確認をすること。

- (5) 露出給水管等がある場合には、凍結防止対策を行っているか。

### 2 提出書類

- (1) 給水装置工事申請前に、「**既設設備検査申請書**」（様式28）に次の書類を添付し申請すること。
- (2) 添付書類

ア 給水装置設計書（平面図・立面図）

イ 既設装置写真

- ・接続する配管、用具
- ・屋外給水管の埋設深さ（凍結深度以上）
- ・耐圧試験（上記1(2)で定める水圧）

ウ その他、管理者が必要とする書類等

### 3 現地検査

管理者が現地検査を行い、検査合格後の給水装置工事申請受付となる。

### 4 注意事項

設置当時は認証品であったが、検査項目の改定等により現在の規格に適合しない場合があるため、特に確認を行い、必要に応じて器具の交換・逆流防止装置の設置をすること。

## 8 下水道メーター・控除用メーターの設置

下水道メーター・控除用メーターを設置する場合は、排水設備担当課からの許可の上、給水装置工事として申請しなければならない。

### 1 基本事項

- (1) 下水道メーターとは、下水道等に流す水量が水道使用量より著しく少ない場合、下水道料金を算定するために、水道メーター下流側の下水道を使用する給水管に設置するメーターをいう。
- (2) 控除用メーターとは、下水道等に流す水量が水道使用量より著しく少ない場合、下水道料金を控除するために設置するメーター等をいう。給水装置としての控除用メーターとは、水道に直結していて水道メーター下流側の下水道を使用しない給水管に設置するメーターをいう。
- (3) 十和田湖畔地区については、県が管理する特定環境保全公共下水道となるため、別途協議を行うこと。
- (4) 下水道メーター・控除用メーターともに申請者の所有であることから、設置費用及び設置後における変更、交換及び廃止等に係る費用はすべて申請者の負担となる。
- (5) 下水道メーター・控除用メーターともに計量法に基づき、有効期限である8年以内に交換しなければならない。

### 2 施工要件

- (1) 下水道メーター・控除用メーター設置による事前協議及び事務手続きは、指定工事業者が行わなければならない。
- (2) 給水装置であることから、水道法令の基準省令に適合しているものでなければならない。
- (3) 水が汚染され、又は逆流をしないよう、下水道メーター・控除用メーターの下流側に逆止弁を設置すること。
- (4) 凍結防止対策として、メーターボックスは耐寒型を使用すること。また、水道のメーターボックスと判別ができるように上蓋に下水道メーターの表示があり、色は黄色とする。
- (5) メーターボックスの設置場所は、積雪、凍結及び雨水の流入等の影響を受けない場所で、検針や交換等の維持管理に支障がない場所に設置すること。
- (6) その他の事項については、水道メーターの基準を準用する。

### 3 申請手続き

給水装置工事施行申請時に、下水道メーター・控除用メーターの設置を承認した旨の書類を添付すること。

### 4 井戸メーターについて

下水道メーター、控除用メーターは水道水に限らず、井戸水等にも対応しているため、設置する際には事前協議を要する。

## 9 磁気活水器の設置

磁気活水器については、磁力により水道メーター等への影響及び交換等の維持管理に支障のあることから、メーターボックス内へ設置してはならない。（（公社）日本水道協会 研究結果より）

### 1 磁気活水器の形式

- (1) 給水管に直結し、有圧のまま給水できる【直結型】
- (2) 給水装置を外側から挟み込んで設置する【外付型】

### 2 設置条件

#### (1) 直結型

ア 基準省令に適合した構造・材質であること。

イ 設置には給水装置工事として申請すること。

#### (2) 外付型

ア 水道法適用外

イ 水道メーターの交換に支障があること、また、強力な磁力による水道メーターの誤作動が懸念されることから、メーターボックス内への取付けは許可しない。

### 3 共通事項

メーターボックス内への設置は許可しない。また、設置する場合には水道メーターの下流側とし、水道メーターより50cm以上離さなければならない。

## 10 水道メーターの亡失（き損）届（条例第17条第2項・第3項）

メーターの保管者は、善良な注意をもって管理をしなければならない。管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。